

阪南大学と千早赤阪村との教育・地域文化並びに  
産業の分野等における連携協力協定書

阪南大学（以下「甲」という。）と千早赤阪村（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が教育・文化の向上、人材の育成、学術研究並びに地域観光・地域産業の振興の分野等において連携、相互協力することにより、阪南大学の発展と千早赤阪村の活性化の実現等に寄与することを目的とする。

（事業内容）

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的を達成するための事業内容について、協議によって定めるものとする。

（連絡調整窓口）

第3条 甲及び乙は、前条の事業を円滑かつ効果的に進めるために、連絡調整窓口を設置する。

（経費）

第4条 甲及び乙が連携・協力を行う事業に要する経費は、個別事業ごとに甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第5条 この協定書の有効期間は、締結の日から3年間とする。ただし、本協定の有効期間満了日の3カ月前までに、甲及び乙のいずれからも書面をもってこの協定書の改廃の申し入れがないときには、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定書の定めるもののほか、連携協力する事項の細目については、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。



2 この協定書に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めない事項については、甲及び乙で協議するものとする。

この協定書の締結を証するため、本協定2通を作成し、署名押印の上、各々1通を保有する。

平成24年 7月27日

（甲）

松原市天美東五丁目4-33  
阪南大学長

（乙）

千早赤阪村大字水分180番地  
千早赤阪村村長